

2020年10月15日
株式会社サンエス

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社は、東京都板橋区所在の株式会社空調服（以下「空調服社」）から、当社の登録商標（商標第5903051号）に関する特許庁審決につき、知的財産高等裁判所に令和2年2月10日付けで提訴されておりましたが（令和2年（行ケ）第10017号、以下「本件訴訟」）、本件訴訟は、令和2年10月13日に、請求棄却判決が下されました。

本判決は、

- ① 「空調服」との語は、ファンを備えた作業服等一般を示すものとして記述的に用いられている、
 - ② 「空調服」との語が、空調服社の出所にかかる商品を示すものとして周知著名であったとは認められない、
 - ③ 空調服社ないしセフト研究所が、ファンを備えた作業服全体についての独占権を有していないことは明らかである、
 - ④ ファンを備えた作業服の販売について、当社が、空調服社の名声にフリーライドしたと評価することはできない、
- などと認定し、当社の主張を全面的に認め、空調服社の請求を棄却しました（当社の勝訴）。

なお、「空調服」との語については、特許庁も、「空調服」の文字は、商品の品質を記述的に表示したものであり、自他商品の識別標識（独自ブランド）として機能しないと判断して、空調服社による「空調服」の商標登録出願を拒絶しておりますので（商願2016-30424の平成29年6月22日拒絶査定、不服2017-014295）、こちらもご参照ください。

当社は、これからも、皆様と共に、当社独自ブランドの空調服「空調風神服」を育ててまいりますので、末永くご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以上